

4 共同提案・追加共同提案

① 共同提案

提案募集方式では、「全国的な制度改正に関わる提案」を募集の対象としています。そのため、提案団体と同様の疑問・悩みを抱える地方公共団体から支障事例を募り、共同で提案を行う「共同提案」も行っています。

共同提案を通じて、より多くの地方公共団体等から支障事例や制度改正による効果が集まり、提案内容の説得力を高めることができます。

共同提案には次ページの事例のように、

<1> 提案団体等が自主的に他団体と連携して行う場合 のほか、

<2> 内閣府が早期に頂いた事前相談の情報を他団体に提供して共同提案を推進する場合 があります。

② 追加共同提案

提案受付終了後に内閣府から各地方公共団体等へ「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強等に関する照会を行います。多くの団体が提案の趣旨に賛同の上、追加共同提案団体として名を連ねていただいたり、同様の支障事例を寄せていただくことが、提案内容のさらなる充実を図り、提案を後押しする力となりますので、こちらもぜひ活用をご検討ください。

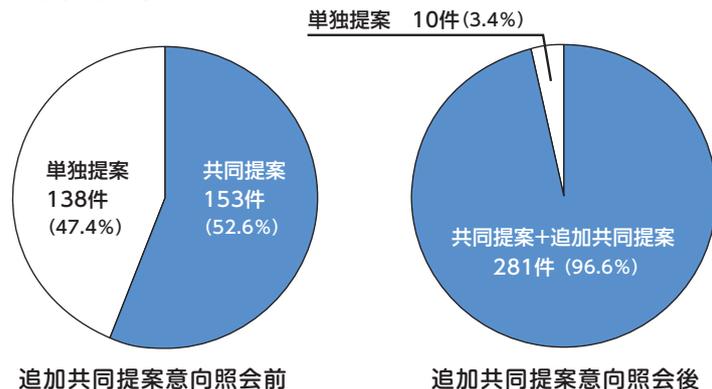
スケジュール例 ※令和5年(予定)

2月下旬	事前相談・提案受付開始
3月下旬～4月下旬	早期に頂いた事前相談の情報提供
4月下旬	事前相談受付終了
5月中旬	提案受付終了
5月下旬～6月上旬	* 内閣府から全地方公共団体等へ追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関する照会 * 団体等が、内閣府からの照会に回答
6月中旬	地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において提案状況を報告

(参考) 令和4年提案における共同提案等の状況

令和4年においては、提案受付終了時点では半数の提案において共同提案が行われています。

また、提案の9割以上で、共同提案・追加共同提案が行われています。



高知県・県内市町村、近隣県（四国4県）等との広域連携による 共同提案の例

<1>の事例

森林法に基づく行政機関による
森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和

〔提案団体〕 高知県・北海道・徳島県・香川県・愛媛県・安芸市・四万十市・香美市・大豊町・佐川町・梶原町（1道4県3市3町）

●取組内容

高知県内市町村では森林の土地の所有者の探索に関する業務が増大し、多大な時間と労力を要していました。こうした声を受け、県において提案の検討を始めましたが、提案内容の当事者が市町村であるために、県による単独提案では具体的な支障事例についての説得力が弱いという課題がありました。

そこで、内閣府からのアドバイスを参考に、県内市町村との共同提案に向け、アンケート調査を行い、県内全ての市町村から提案の必要性について賛同を得るとともに、具体的な支障事例を集めることができました。最終的には、県内6箇所ある林業事務所管内を代表する市町及び、同様の課題を有する四国各県等との共同提案に至りました。

県内市町村及び四国各県等が連携し共同提案を行ったことで、相互に支障事例の補強を図り、提案の説得力をさらに高めることができました。

●共同提案形成の流れ

平成31年 1月～ 提案に向けた県での検討
4月～ 県内市町村に対し、具体的支障事例のアンケート調査
令和元年 5月 県内全市町村から賛同、各林業事務所管内の代表市町と共同提案について合意
同月 四国各県の提案に対する共同提案の意向調査（愛媛県とりまとめ）において、共同提案に賛同
6月 意見集約、共同提案提出

「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用した 共同提案の例

<2>の事例

家畜伝染病に係るワクチン接種を
家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

〔提案団体〕 長野県・宮城県・千葉県・山梨県・岐阜県・静岡県（6県）

●取組内容

豚熱のワクチン接種については、実施できる者が都道府県職員である家畜防疫員に限定されているため、効率的かつ継続的なワクチン接種体制を確保することが困難となっていることから、長野県は、民間獣医師による豚熱ワクチン接種の実施を可能とすることを提案しました。

提案にあたっては、提案内容を補強するため「早期に頂いた事前相談の情報提供」のスキームを活用し、内閣府を通じ他の地方公共団体に意見等を募集した結果、他県から追加の支障事例や賛同意見が示され、長野県の働きかけにより6県による共同提案につながりました。

●共同提案形成の流れ

令和2年 4月中旬 長野県から事前相談
同月下旬 内閣府から当該事前相談の内容を各地方公共団体に情報提供
他県から支障事例・賛同意見の提出
6月上旬 長野県を含む6県から共同提案

2 提案してみよう

● 早期に頂いた事前相談の情報提供およびその手続について

事前相談の受付開始後1か月をめどに、早期に頂いた事前相談について、**各団体に情報提供するとともに、これらの内容の補強となる意見や共同提案の意向等の募集を行います。**

手続について ※令和5年(予定)

STEP 1 内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付(3月下旬頃)

● **通知方法**：一斉調査システム

● **通知文**：「早期に頂いた事前相談の情報提供等について」

1) 3月中旬までに頂いた事前相談情報の提供(一覧表)

一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示

2) 「意見等」の回答様式を送付(以下回答事項)：回答は任意

① 各事前相談の内容の補強となる意見を記載

・自らの団体で実際に生じている補足的な支障事例

・事前相談をした団体(以下、「相談団体」)の求める制度改正等によって具体的に想定される効果

② 共同提案の意向の有無

STEP 2 「意見等」の回答(4月下旬頃)

● **回答方法**：一斉調査システムにより「回答様式」を提出

一斉調査システムで回答できない団体は電子メールにより提出

● **回答期限**：4月下旬頃

STEP 3 内閣府地方分権改革推進室で「意見等の回答」を確認後、相談団体の連絡先等を共同提案を希望した団体に提供

▶ STEP 2の「意見等の回答」を確認後、当室から相談団体の連絡先等を共同提案を希望した団体に提供

▶ その後、相談団体と共同提案を希望した団体間で、共同提案についての連絡調整等を実施(共同提案を希望した団体から、速やかに相談団体に連絡)

STEP 4 共同提案として、相談団体が提案(提案募集期間内)

※それぞれの団体が対等な立場で共同して提案するものとして取り扱うため、提出の際は首長の了解が必要

● 追加共同提案の手続について（提案受付終了後）

提案受付終了後1週間をめどに、提出いただいた提案について、支障事例の補強等により提案内容の更なる充実を図り、実現可能性を高めるために、**追加共同提案の意向、支障事例等の補強に関して照会を行います。**

手続について ※令和5年(予定)

STEP 1 内閣府地方分権改革推進室から各団体あてに通知文を送付(5月下旬頃)

- **通知方法**：一斉調査システム
- **通知文**：「追加共同提案の意向及び支障事例等の補強に関する照会について(依頼)」
 - 1) **本提案情報の提供(一覧表)**
 一覧表情報：分野、事項名、求める措置の具体的内容、具体的な支障事例、制度改正による効果、根拠法令等、制度の所管・関係府省、団体名等を表示
 - 2) **回答様式を送付(以下回答事項)**
 - ① 支障事例、地域における課題、制度改正の必要性等の具体的内容
 - ② 追加共同提案団体の意向の有無

STEP 2 回答(回答様式の提出)(6月上旬頃)

- **回答方法**：一斉調査システムにより「回答様式」を提出
 一斉調査システムで回答できない団体は電子メールにより提出
- **回答期限**：6月上旬頃

STEP 3 内閣府地方分権改革推進室で回答を確認後、地方分権有識者会議に報告の上、関係府省に情報提供等(6月中旬頃)

- ▶ STEP 2 の回答(支障事例等)は、「地方分権改革有識者会議(6月中旬頃開催)」に報告の上、当室から関係府省に対して検討を要請する際にあわせて提示
 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)にも情報提供
- ※提案に対する補強を行うという立場のため、内閣府として必ずしも首長の了解を求めています。